

災害により被害を受けられた方に対する市税の減免等について

京都市では、災害により被害を受けられた方に対して、市税の減免等の制度を次のとおり設けています。

1 市税の減免

被災された方が、一定の要件に該当する場合は、次の市税の納期が到来していない税額について減免されます。

(1) 個人市・府民税及び固定資産税・都市計画税

家屋や家財等について災害による被害を受けた方が、次の要件に該当する場合は、その税額について減免されます。

ア 個人市・府民税の減免割合

前年中の総所得金額 及び山林所得金額の合計額	減免率	減 免 率	
		5割以上	3割以上
5,000,000円以下		10割	5割
5,000,000円超 7,500,000円以下		5割	2.5割
7,500,000円超 10,000,000円以下		2.5割	1.25割

イ 固定資産税・都市計画税（家屋）の減免割合

損 害 区 分	減 免 率	
流失、埋没、山崩れ、土砂流入、床上浸水等により損壊した部分が当該家屋の	5割以上	10割
	4割以上	8割
	2割以上	5割

※ 土地については水没した農地等が、償却資産については流失等により使用不能となった償却資産が、一定の要件に該当する場合は、減免されます。

◆ 手続き

被害を受けたことが分かる書類（り災証明書や写真等）を持参のうえ、市税事務所（郵送も可）に申請してください。

ただし、固定資産税（償却資産）の減免については、行財政局税務部資産税課に申請してください。

(2) 軽自動車税（種別割）

エンジン等に相当な被害を受け、修理しなければ使用できない軽自動車・バイク等を所有されている方が、一定の要件に該当する場合は、その税額の全部について減免されます。

◆ 手続き

被害を受けたことが分かる書類（り災証明書や被災車両が確認できる写真等）及び修理等に係る見積書等を持参のうえ、軽自動車税事務所又は同事務所（分室）（郵送も可、分室へ送付してください。）に申請してください。

(3) 事業所税

事業所税の申告納付が必要な方で、災害により損害を受け、継続して2週間を超えて事業を休止した施設及び災害により事業を廃止した施設（災害により継続して休止した期間が2週間を超えず、かつ、廃止した日の属する月に事業を行っていない期間が2週間を超える場合に限り）がある場合は、当該施設に係る資産割額について減免されます。

◆ 手続き

減免申請書及び減免の理由を証する書類（り災証明書、写真、補修費用の請求書、建物図面等（※））を、事業所税の申告書の提出期限の1箇月前までに、市税事務所法人税務担当（事業所税担当）に提出してください。

※ 減免の申請をされる場合は、事前に市税事務所法人税務担当（事業所税担当）に相談してください。

2 徴収の猶予

被災された方が市税を一時的に納付又は納入することができないと認められるときは、申請によって、原則として1年以内の期間に限り、徴収が猶予される場合があります。

なお、猶予期間内は、分割での納付も可能です。

その他納税に関する相談については、市役所分庁舎内の市税事務所納税第1～第6担当にお問合わせください。

3 期限の延長

被災された方が市税の納付（納入）や申告等を期限までにできないと認められるときは、申請によって、災害等の理由がやんだ日から2箇月以内の範囲でその期限が延長される場合があります。

4 税証明の発行手数料の免除

被災された方が災害による生活再建のための手続きにおいて税証明を請求する場合は、全ての税証明の発行手数料について免除されます。

◆ 手続き

被害を受けたことが分かる書類（り災証明書等）を持参のうえ、各区役所・支所の市民窓口課に申請してください。

【お問い合わせ先】

○ 市税の減免について

(1) 個人市・府民税及び固定資産税・都市計画税

市税事務所市民税第1～第4担当，固定資産税第1～第4担当（ビル葆光内）

〒604-8175 京都市中京区室町通御池南入円福寺町337 ビル葆光

市税事務所	担当地域	電話番号
市民税第1担当	北区・上京区	075-746-5824
	中京区	075-746-5819
市民税第2担当	伏見区・伏見区深草	075-746-5834
	山科区・伏見区醍醐	075-746-5837
市民税第3担当	西京区・西京区洛西	075-746-5849
	右京区	075-746-5843
市民税第4担当	下京区・南区	075-746-5872
	左京区・東山区	075-746-5863
固定資産税第1担当	北区・上京区・左京区	075-746-6431（土地）
		075-746-6432（家屋）
固定資産税第2担当	山科区・伏見区 伏見区深草・伏見区醍醐	075-746-6436（土地）
		075-746-6437（家屋）
固定資産税第3担当	右京区 西京区・西京区洛西	075-746-6451（土地）
		075-746-6452（家屋）
固定資産税第4担当	中京区・東山区 下京区・南区	075-746-6462（土地）
		075-746-6463（家屋）

※ 固定資産税（償却資産）については，行財政局税務部資産税課（TEL 075-213-5214）にお問い合わせください。

(2) 軽自動車税（種別割）

軽自動車税事務所（分室）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル5階

※ 軽自動車税については，軽自動車税事務所（分室）（TEL 075-213-5467）にお問い合わせください。

(3) 事業所税

※ 事業所税については，市税事務所法人税務担当（事業所税担当）（TEL 075-213-5248）にお問い合わせください。

○ 徴収の猶予について

市税事務所納税第1～第6担当（市役所分庁舎内）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

市役所分庁舎1階

市税事務所	担当地域	電話番号
納税第1担当	北区	075-222-3441
	上京区	075-222-3442
納税第2担当	左京区	075-222-3446
	中京区	075-222-3453
納税第3担当	右京区	075-222-3454
	西京区	075-222-3455
	西京区洛西	075-222-3456
納税第4担当	東山区	075-222-3457
	下京区	075-222-3458
	南区	075-222-3459
納税第5担当	伏見区	075-222-3460
	伏見区深草	075-222-3461
納税第6担当	山科区	075-222-3462
	伏見区醍醐	075-222-3463

○ 税証明の発行手数料の免除について

各区役所・支所の市民窓口課

	電話番号
	市民窓口課
北区役所内	075-432-1249
上京区役所内	075-441-5057
左京区役所内	075-702-1059
中京区役所内	075-812-2437
東山区役所内	075-561-9143
山科区役所内	075-592-3094
下京区役所内	075-371-7191
南区役所内	075-681-3632
右京区役所内	075-861-1372
西京区役所内	075-381-7215
西京区役所洛西支所内	075-332-9139
伏見区役所内	075-611-1410
伏見区役所深草支所内	075-642-3329
伏見区役所醍醐支所内	075-571-6336